

## 公立病院改革プランの概要

団体名	新ひだか町						
プランの名称	新ひだか町立病院改革プラン						
策定期日	平成 21年 3月 16日						
対象期間	平成 21年度 ~ 平成 23年度						
病院の現状	病院名	・町立静内病院 ・町立三石国民健康保険病院					
	所在地	・静内病院: 新ひだか町静内緑町4丁目5番1号 ・三石国保: 新ひだか町三石本町214番地					
	病床数	・静内病院: 80床(一般80床) ・三石国保病院: 42床(一般20床・療養22床)					
	診療科目	・静内病院: 内科・外科・循環器科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・小児科 ・三石国保: 内科・外科・小児科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付(添付省略)		・静内病院: 地域において必要な診療科目提供体制の整備と救急医療への取組並びに日高圏域における循環器の2次医療圏へのパイプ役を目指す。 ・三石国保: 住民の高齢化率が高い三石地区唯一の病院として、今後も1次医療を担うものである。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付(添付省略)		・町財政の厳しい状況を踏まえ、平成22年度までは一般会計からの基準内繰入金及び内部留保資金を活用し、収支均衡を目指すものであるが、平成23年度以降については内部留保資金がなくなるため、一般会計からの基準外繰入金により収支均衡を図る。 基準内繰入金: 病院の建設改良に要する経費: 元利償還金の1/2または2/3。(静内病院・三石国保) 小児医療に要する経費: 小児医療の経費のうち、収入をもって充てることができないと認められる経費。(静内病院・三石国保) 院内保育所の運営に要する経費: 経費のうち、収入をもって充てることができないと認められる経費。(静内病院) 不採算地区病院の運営に要する経費: 経費のうち、収入をもって充てことができないと認められる経費。(三石国保) 基準外繰入金: 基準内繰入金のうち経営に伴う収入のみをもって充てることが困難であると認められる経費。(静内病院・三石国保)					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	86.8	87.0	89.7	90.5	100.0	
	医業収支比率	75.3	75.1	77.7	78.6	83.3	
	職員給与費比率	59.5	63.2	62.3	62.8	61.8	
	材料費対医業収益比率	42.2	40.9	39.2	38.4	35.2	
	病床利用率(静内病院:一般)	40.3	45.0	46.3	48.8	73.3	H23:80床 58床
	病床利用率(三石国保:一般)	70.4	67.0	70.5	74.0	77.5	
	病床利用率(三石国保:療養)	80.2	76.8	84.5	88.6	93.2	
上記目標数値設定の考え方		・静内病院: 任意項目は、医業収支並びに費用のうち大部分を占める材料費を追加。なお、医師の確保、診療科目的見直し、病床数の削減、救急告示病院指定の実施には最低2年程度は期間を要するため、実施年度を平成23年度とし、経常黒字化も同年度を目標としている。(経常黒字化の目標年度: 23年度) ・三石国保: 収益については、医師の努力による入院・外来患者増を見込むとともに、支出については、委託業務等の見直しによる経費節減により、収支比率の改善を目指す。(経常黒字化の目標年度: 23年度)					

						団体名 (病院名)	新ひだか町病院事業 (静内病院・三石国保)
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	1日あたり平均外来患者数(静内)	196.8	196.0	196.0	196.0	196.0	
	1日あたり平均外来患者数(三石)	94.9	99.1	99.1	99.1	99.1	
経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	・H20年度までに警備、清掃、医事事務等の委託を実施済であるが、プラン策定期間ににおいて更なる委託を検討する。					
	事業規模・形態の見直し	・静内病院:病床数及び診療科目の見直し。(病床数の抜本的見直しと、民間による医療提供がなされている診療科目の廃止を検討。)					
	経費削減・抑制対策	・静内病院:診療科目ごとに収支状況を分析、材料のデッドストック点検、レセプト請求漏れ、職員への収支状況周知に重点を置き、経費の削減を図る。 ・三石国保:町立静内病院との一括見積による経費の削減(H20年度:医療廃棄物処理業務)やボイラーの運転業務委託の廃止(H21年度:ボイラー免許不要の簡易ボイラーの設置)による節減を図る。					
	収入増加・確保対策	・静内病院:医師の確保(循環器科)及び救急告示病院の新規指定による収益増を目指す。 ・三石国保:胃カメラ、大腸検査等の検査体制の整備による患者増を目指す。					
	その他						
	各年度の収支計画	別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	49.1%	18年度	53.5%	19年度	52.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	・静内病院:H23年度病床数削減(80床→58床程度)					

		団体名 (病院名)	新ひだか町病院事業 (静内病院・三石国保)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する日高保健医療福祉圏には、日高町立日高国保病院(36床)、日高町立門別国保病院(64床)、平取町国保病院(75床)、新冠町国保病院(55床)、新ひだか町立静内病院(80床)、新ひだか町立三石国保病院(44床)の6公立病院が開設されている。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	北海道においては、各自治体病院が役割を分担して相互に連携し、地域に必要な医療を効率的に提供し地域完結型の医療提供体制を作り上げるため、道内を30ブロックに分けて自治体病院の再編を促す「自治体病院等広域化・連携構想」が策定された。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	< 時期 > 平成20年8月  平成21年3月	道が策定した「自治体病院等広域化・連携構想」に基づき設置された、「東胆振・日高自治体病院等広域化・連携検討会議」(構成:道・関係市町・医療関係者)に参加。 「東胆振・日高自治体病院等広域化・連携検討会議」において広域化・連携の方策として医療機器等の共同利用など7つの項目が策定された。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況  (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用  <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用  <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性  (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用  <input type="checkbox"/> 民間譲渡  <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人  <input type="checkbox"/> 指定管理者制度  <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付(添付省略) 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	< 時期 > ・H20年度  ・H21～H23	< 内容 > ・プラン策定委員会等においては、検討の結果、策定期間内については、現行の経営形態により病院事業を運営していくこととした。  ・プランの進行状況によっては、抜本的な見直しを含めて経営形態の見直しを検討することとする。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	・プラン策定委員会を評価委員会に改組し、点検を行うこととする。(構成:医局・事務局)	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年10月頃に点検・評価を実施	
その他特記事項			

## 1. 収支計画(収益の収支)

(単位:千円、%)

年 度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	年 度						
収	1. 医業収益 a	839,320	988,180	990,000	1,010,000	1,032,000	1,087,000
	(1) 料金収入	813,525	958,624	960,000	980,000	1,000,000	1,055,000
	(2) その他の	25,795	29,556	30,000	30,000	32,000	32,000
	うち他会計負担金						
入	2. 医業外収益	221,978	178,896	178,649	178,604	177,180	233,538
	(1) 他会計負担金・補助金	198,532	148,360	148,649	148,604	147,180	202,538
	(2) 国(県)補助金						
	(3) その他の	23,446	30,536	30,000	30,000	30,000	31,000
支	経常収益(A)	1,061,298	1,167,076	1,168,649	1,188,604	1,209,180	1,320,538
出	1. 医業費用 b	1,106,782	1,278,999	1,280,752	1,266,311	1,292,058	1,271,757
	(1) 職員給与費 c	495,168	530,961	520,000	533,000	558,000	583,000
	(2) 材料費	379,345	476,103	460,000	450,000	450,000	430,000
	(3) 経費	189,985	196,211	220,000	200,000	200,000	175,000
	(4) 減価償却費	41,504	66,726	76,940	80,311	81,058	81,757
	(5) その他の	780	8,998	3,812	3,000	3,000	2,000
出	2. 医業外費用	76,303	66,718	55,436	53,119	50,984	48,781
	(1) 支払利息	51,145	49,198	47,199	45,119	42,984	40,781
	(2) その他の	25,158	17,520	8,237	8,000	8,000	8,000
出	経常費用(B)	1,183,085	1,345,717	1,336,188	1,319,430	1,343,042	1,320,538
経常損益(A)-(B)(C)	121,787	178,641	167,539	130,826	133,862	0	
特別損益	1. 特別利益(D)	9,697	2,222	10,000	10,000	10,000	10,000
	2. 特別損失(E)	9,788	10,353	10,000	10,000	10,000	10,000
	特別損益(D)-(E)(F)	91	8,131	0	0	0	0
純損益	(C)+(F)	121,878	186,772	167,539	130,826	133,862	0
累積欠損金(G)	90,663	277,435	444,974	575,800	709,662	709,662	
不	流動資産(ア)	1,197,827	1,005,363	595,424	376,614	154,056	89,056
良	流動負債(イ)	61,380	58,638	60,000	60,000	60,000	60,000
債務	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(I)						
	差引不 <sup>良</sup> 債務 <sup>務</sup> (オ) (ア)-(イ)-(ウ)	1,136,447	946,725	535,424	316,614	94,056	29,056
	単年度資金不足額( )	2,518,145	189,722	411,301	218,810	222,558	65,000
	経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	89.7	86.7	87.5	90.1	90.0	100.0
	不良債務比率 $\frac{(I)}{a} \times 100$	135.4	95.8	54.1	31.3	9.1	2.7
	医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	75.8	77.3	77.3	79.8	79.9	85.5
	職員給与費対医業収益比率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	59.0	53.7	52.5	52.8	54.1	53.6
	地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	1,136,447	946,725	535,424	316,614	94,056	29,056
	地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	135.4	95.8	54.1	31.3	9.1	2.7
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	135.4	95.8	54.1	31.3	9.1	2.7
	病床利用率	41.2	40.3	45.0	46.3	48.8	73.3

( )N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」 = 「N年度の不良債務額」 - 「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」 = 「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	新ひだか町立静内病院
--------------	------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年 度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	年 度						
収入	1. 企 業 債						
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金	62,927	43,250	44,587	45,969	47,393	73,291
	6. 国(県)補助金						
	7. そ の 他	5,000					
	収 入 計 (a)	67,927	43,250	44,587	45,969	47,393	73,291
うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(b)							
前年度許可債で当年度借入分(c)							
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	67,927	43,250	44,587	45,969	47,393	73,291
支出	1. 建 設 改 良 費	178,817	58,241	26,375	5,000	5,000	5,000
	2. 企 業 債 償 還 金	62,927	64,874	66,882	68,953	71,089	73,291
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. そ の 他						
	支 出 計 (B)	241,744	123,115	93,257	73,953	76,089	78,291
差引不足額(B) - (A) (C)		173,817	79,865	48,670	27,984	28,696	5,000
補てん財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	173,817	79,865	48,670	27,984	28,696	5,000
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
	計 (D)	173,817	79,865	48,670	27,984	28,696	5,000
補てん財源不足額(C) - (D) (E)		0	0	0	0	0	0
当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (F)							
実質財源不足額(E) - (F)		0	0	0	0	0	0

1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。

2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(66,177) 198,532	( 0 ) 148,360	( 0 ) 148,649	( 0 ) 148,604	( 0 ) 147,180	(110,000) 202,538
資 本 的 収 支	(20,976) 62,927	( 0 ) 43,250	( 0 ) 44,587	( 0 ) 45,969	( 0 ) 47,393	(24,430) 73,291
合 計	(87,153) 261,459	( 0 ) 191,610	( 0 ) 193,236	( 0 ) 194,573	( 0 ) 194,573	(134,430) 275,829

(注)

1 ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

## 1. 収支計画(収益の収支)

(単位:千円、%)

年 度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	年 度						
収	1. 医業収益 a	1,130,944	1,264,160	1,268,162	1,302,152	1,331,900	1,395,132
	(1) 料金収入	1,088,847	1,218,746	1,223,259	1,257,249	1,284,997	1,348,229
	(2) その他の	42,097	45,414	44,903	44,903	46,903	46,903
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0
入	2. 医業外収益	307,815	254,628	253,703	253,608	252,184	333,542
	(1) 他会計負担金・補助金	280,665	210,776	210,387	210,292	208,868	289,226
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	(3) その他の	27,150	43,852	43,316	43,316	43,316	44,316
支	経常収益(A)	1,438,759	1,518,788	1,521,865	1,555,760	1,584,084	1,728,674
出	1. 医業費用 b	1,518,713	1,678,608	1,689,421	1,676,757	1,694,640	1,674,081
	(1) 職員給与費 c	775,417	798,652	794,921	811,749	836,749	861,749
	(2) 材料費	441,406	533,686	518,872	510,602	511,768	491,342
	(3) 経費	249,255	257,916	282,687	258,108	253,137	228,175
	(4) 減価償却費	51,524	78,971	88,464	92,733	89,421	90,250
	(5) その他の	1,111	9,383	4,477	3,565	3,565	2,565
経常費用(B)	2. 医業外費用	83,481	71,919	60,622	58,308	56,211	54,271
	(1) 支払利息	52,429	49,198	47,199	45,119	42,984	40,781
	(2) その他の	31,052	22,721	13,423	13,189	13,227	13,490
経常費用(B)	経常損益(A) - (B)	1,602,194	1,750,527	1,750,043	1,735,065	1,750,851	1,728,352
特別損益	(C)	163,435	231,739	228,178	179,305	166,767	322
1. 特別利益(D)	9,697	2,501	10,483	10,381	10,381	10,381	
2. 特別損失(E)	9,992	11,108	10,125	10,440	10,440	10,440	
特別損益(D) - (E)	(F)	295	8,607	358	59	59	59
純損益	(C) + (F)	163,730	240,346	227,820	179,364	166,826	263
累積欠損金(G)	126,139	366,485	594,305	773,669	940,495	940,232	
不	流動資産(ア)	1,364,235	1,126,731	768,084	459,868	186,136	103,645
良	流動負債(イ)	79,620	73,737	75,416	75,060	74,604	74,589
債務	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(I)	0	0	0	0	0	0
	差引不 <sup>良</sup> 債務 <sup>務</sup> <sub>{(ア)-(イ)}-{(ウ)-(ア)}</sub> (オ)	1,284,615	1,052,994	692,668	384,808	111,532	29,056
	単年度資金不足額( )	2,855,976	231,621	360,326	307,860	273,276	82,476
	経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	89.8	86.8	87.0	89.7	90.5	100.0
	不良債務比率 $\frac{(I)}{(A)} \times 100$	113.6	83.3	54.6	29.6	8.4	2.1
	医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	74.5	75.3	75.1	77.7	78.6	83.3
	職員給与費対医業収益比率 $\frac{(C)}{(A)} \times 100$	68.6	63.2	62.7	62.3	62.8	61.8
	地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	1,284,615	1,052,994	692,668	384,808	111,532	29,056
	地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	113.6	83.3	54.6	29.6	8.4	2.1
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	113.6	83.3	54.6	29.6	8.4	2.1
	病床利用率	53.5	52.3	54.3	57.1	60.1	78.5

( )N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

'N年度 単年度資金不足額' = ('N年度の不良債務額') - ('N - 1年度の不良債務額')

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円' = ('22年度不良債務額 20百万円') - ('21年度不良債務額10百万円')

団体名 (病院名)	新ひだか町病院事業 (静内病院・三石国保)
--------------	--------------------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年 度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	年 度						
収入	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	85,271	43,250	65,287	45,969	47,393	73,291
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. そ の 他	5,000	0	0	0	0	0
	収 入 計 (a)	90,271	43,250	65,287	45,969	47,393	73,291
うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(b)		0	0	20,700	0	0	0
前年度許可債で当年度借入分(c)		0	0	0	0	0	0
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	90,271	43,250	44,587	45,969	47,393	73,291
支出	1. 建 設 改 良 費	188,357	58,840	34,795	30,452	8,150	8,150
	2. 企 業 債 償 還 金	85,606	64,874	66,882	68,953	71,089	73,291
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	支 出 計 (B)	273,963	123,714	101,677	99,405	79,239	81,441
差引不足額(B) - (A) (C)		183,692	80,464	57,090	53,436	31,846	8,150
補てん財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	183,356	80,464	57,090	32,736	31,846	8,150
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	20,700	0	0
	4. そ の 他	336	0	0	0	0	0
	計 (D)	183,692	80,464	57,090	53,436	31,846	8,150
補てん財源不足額(C) - (D) (E)		0	0	0	0	0	0
当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又は未発行の額(F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額(E) - (F)		0	0	0	0	0	0

1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。

2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(85,945) 280,665	( 0) 210,776	( 0) 210,387	( 0) 210,292	( 0) 208,868	(135,000) 289,226
資 本 的 収 支	(28,201) 85,271	( 0) 43,250	(20,700) 65,287	( 0) 45,969	( 0) 47,393	(24,430) 73,291
合 計	(114,146) 365,936	( 0) 254,026	(20,700) 275,674	( 0) 256,261	( 0) 256,261	(159,430) 362,517

(注)

1 ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。